

今後の森林環境税のあり方について
(最終案)



令和 5 年 2 月

高知県林業環境政策課

目 次

1	はじめに	1
2	これまでの経過	
(1)	第一期の森林環境税課税期間（平成15年度～平成19年度）	3
ア	事業の概要	3
イ	事業の成果	3
ウ	第一期での課題	3
(2)	第二期の森林環境税課税期間（平成20年度～平成24年度）	4
ア	事業の概要	4
イ	事業の成果	4
(ア)	森林環境の保全を進める事業	4
(イ)	県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業	5
ウ	第二期での課題	5
(ア)	森林環境の保全を進める事業	5
(イ)	県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業	5
(3)	第三期の森林環境税課税期間（平成25年度～平成29年度）	5
ア	事業の概要	5
イ	事業の成果	6
(ア)	森林環境の保全を進める事業	6
(イ)	県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業	7
ウ	第三期での課題	7
(ア)	森林環境の保全を進める事業	7
(イ)	県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業	7
3	第四期森林環境税の成果（平成30年度～令和4年度）	
(1)	事業の概要	8
(2)	事業の成果(平成30年度から令和4年度までの5年間の見込み)	8
ア	森林環境の保全を進める事業	8
(ア)	CO ₂ 吸収や水源かん養など公益的機能を増進する森づくりの推進	8
(イ)	シカによる被害から森林環境を守る対策への支援	9
イ	県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業	10
(ア)	将来を担う子どもたちなどの森林環境教育への支援	10
(イ)	県民の森や山に対する主体的な活動への支援	10
(ウ)	持続可能な山の暮らしを支える森づくりへの支援(木材利用の推進)	11
4	これまでの成果と今後の方向性	11
(1)	これまでの成果	11
(2)	現在の課題	12
ア	森林環境の保全を進める事業	12
イ	県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業	12

ウ	新たな課題への対応	13
(3)	高知県森林環境税と国の森林環境税および森林環境譲与税	13
(4)	県民のみなさんのご意見	14
	県民世論調査・企業アンケート等の結果	14
(5)	今後の方向性	17
5	第五期森林環境税の概要	18
(1)	森林環境税の延長について	18
(2)	第五期森林環境税が目指すもの	19
(3)	具体的な使途	20
6	森林環境税の税収等の状況	21
(1)	税収規模	21
(2)	第五期森林環境税に必要な金額	21
7-1	参考【森林環境税】	23
(1)	本県の森林環境税の仕組み	23
(2)	第四期における高知県森林環境保全基金運営委員会の開催状況	24
(3)	他県の独自課税の状況	25
7-2	参考【森林環境譲与税】	26
(1)	国の森林環境税及び森林環境譲与税の成立	26
(2)	譲与基準と譲与額	27

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

森林環境税を活用した取り組みは、2015年に国連で採択された2030年までの達成をめざす17の目標である「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」へつながっています。



1 はじめに

高知県が、平成15年に全国で初めて導入した森林環境税は、「広く薄い負担によって森林の重要性を認識し、県民みんなで森を守っていく」ことを目的としています。

制度の創設当時は、過疎・高齢化や木材価格の低迷により森林所有者が経営意欲を失い、手入れがされなくなったため荒廃が進んだ人工林が各所に見られるようになっていました。

そうした人工林では、県民の生活に関わる水源かん養や土砂災害の防止など森林の公益的機能の低下が問題視されてきました。本県でも、四国の水がめとされる早明浦ダムが干上がる大きな干ばつを経験しており、森林の持つ「緑のダム」機能に注目が集まっています。（平成6年列島渇水）

他方、平成12年の地方分権一括法の施行など、地方分権の気運が高まる中で、自主財源が少ない本県において、地方の課題を地方で解決するための独自財源を確保することが必要となっていました。

こうした状況をあわせて解決するために創設された森林環境税では、税収を基金に積み立て、森林環境保全のための取組にはその基金を取り崩して充てることとしました。また、県民の代表者と学識経験者からなる基金運営委員会を設置し、毎年、事業の過程などを報告し、その内容を調査審議いただいています。

これらの仕組みにより、県民参加のもと「税収と支出が誰の目にも見える形で結びつき、地域の実情に即した政策の実現」を進めてきた森林環境税は、本年度で創設から20年の節目を迎えました。

森林環境税は、課税期間を5年間としており、一定の期間を経た段階で事業の進捗状況を点検するとともに、森林環境を取り巻く情勢や財政需要の状況等を踏まえて、継続の可否や制度のあり方について見直しを図っていくことにしています。

このため、第一期の森林環境税課税期間（平成15年度～平成19年度）、第二期の森林環境税課税期間（平成20年度～平成24年度）及び第三期の森林環境税課税期間（平成25年度～平成29年度）が満了するに当たっては、それぞれの課税期間の4年目に地域座談会、県民シンポジウム等を開催し、また県民世論調査等により課税期間の延長の可否や用途などについて、県民のみなさんのご意見等をお聴きしたうえで、税を継続してきました。

第四期（平成30年度～令和4年度）の森林環境税については、新型コロナウイルス感染症の影響等により4年目の地域座談会等を開催することができませんでしたが、本年度末をもって課税期間が満了することから、令和5年度以降の課税期間の延長の可否や延長する場合の用途などについて、県民世論調査（令和4年8月～9月）や企業アンケート（令和4年8月～9月）等を行い、県民のみなさんから多くのご意見をいただくことができました。

他方で、この間、国においても森林吸収源対策等のための財源確保の検討が進めら

れ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、令和元年度から都道府県及び市町村に森林環境譲与税の譲与が開始されました。

このことにより、荒廃森林の整備が促進されることが期待されますが、その一方で、県の森林環境税と国からの森林環境譲与税の用途には重なりが見られることから、両者がどのように役割分担をしながら森林環境を取り巻く諸課題に対応していくかについて、整理を行うことが必要となりました。

県では、これらのことを勘案し、令和4年11月までの間「今後の森林環境税のあり方」について、県民のみなさんからいただいたご意見や第四期目の事業の成果、森林環境譲与税の活用状況などを踏まえて検討を行い、「今後の森林環境税のあり方について」を取りまとめました。

2 これまでの経過

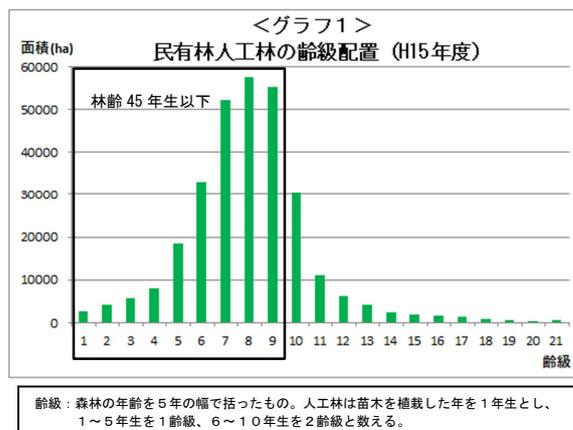
(1) 第一期の森林環境税課税期間（平成15年度～平成19年度）

ア 人工林の状況と事業の概要

森林環境税の導入当時は、右のグラフ1にあるように、私有林人工林の約8割が下刈りや保育間伐などが必要な9齢級（41～45年生）以下となっていました。

こうした森林を適切に保育するとともに、手入れが遅れた人工林を早急に整備し森林の公益的機能の回復を図る必要がありました。

このため、県民のみなさんに、森林の役割を認識していただき、それぞれの立場で参加できる森林保全活動に取り組んでいただくとともに、緊急に対応が必要な荒廃森林を整備しました。



イ 事業の成果

ダムの上流域など公益上重要で緊急に整備が必要な森林を中心に約3,500haの間伐等を行いました。また、「こうち山の日」（平成15年に、11月11日を「こうち山の日」に制定）の取組や、小中学校などが行う森林環境学習への支援、県民の森づくりへの参加の機会を広げる取組を展開するなど、県民のみなさんによる活動を支援した結果、県民と森林との関係が深まり、特に森林保全ボランティア団体が飛躍的に増加するなど一定の成果がみられました。

また、「こうち山の日」の取組がきっかけとなり、平成16年には、四国4県及び四国森林管理局により11月11日が「四国山の日」と制定されたり、本県と同趣旨の独自課税が他県でも創設される（平成19年8月時点：24県）など、本県発の森林環境税が先駆けとなり森林保全の取組が全国的に広がりました。

ウ 第一期での課題

森林の整備に関しては、国や県の既存の林業施策には森林環境税を充当しないことを原則とし、木材の生産など産業的な利用を期待しない森林（水土保持林）を対象として、緊急に整備が必要な森林の一定量を整備することができました。ただ、対象とする森林を制限していたこともあり、地域ごとのブロック会議や県民シンポジウムでは、こうした制限を見直し、整備対象森林の拡大を行うべきとの意見もありました。

その背景には、山村地域では過疎や高齢化によって木材生産に適した森林であっても放置され荒廃しているといった厳しい現実があり、併せてこの税による森林整備の実施面積が少なく、実施箇所が奥地であったため、都市部の住民からは成果が見えにくいとの指摘もありました。

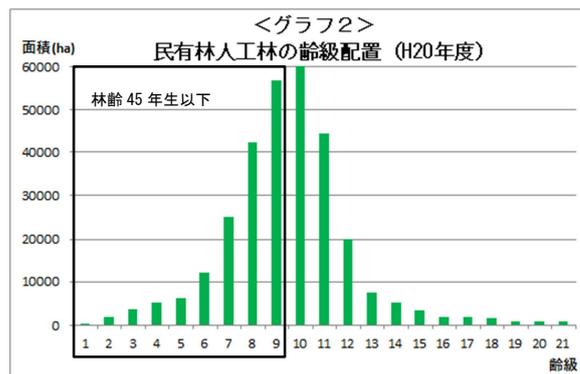
【第二期】

他方で、地球温暖化対策が人類全体の重要な環境問題となっており、国は京都議定書の第一約束期間（平成20年度から平成24年度まで）に向け、森林吸収源対策を本格化させていました。また、県では、平成18年度から平成24年度間の森林整備目標を盛り込んだ「高知県森林吸収量確保推進計画」を策定し、地球温暖化防止に取り組むこととしており、循環型社会の先進県として京都議定書の内容を順守することを目指す本県にとって、その目標の達成は喫緊の課題となっていました。

(2) 第二期の森林環境税課税期間（平成20年度～平成24年度）

ア 人工林の状況と事業の概要

人工林が成長し、右のグラフ2にあるように、伐採して利用する目安となる10齢級（46～50年生）がピークとなりました。保育間伐等が必要な9齢級以下の人工林は、第一期当初の約8割から減少しましたが、まだ過半（51パーセント）を占めていました。



このため、引き続き、県民のみなさんに、森林の役割への認識を深め、それぞれの立場で参加できる森林保全の取組を促進するとともに、緊急に対応が必要な荒廃森林の整備を進めました。また、新たに、荒廃森林の発生を予防し、併せてCO₂吸収や水源のかん養などの公益的機能を高度に発揮するという環境的な視点をより重視して森林整備を行うこととしました。

さらに、県民の森林への理解と関わりを深め広げるために、都市部の方々にも納得いただけるよう事業を充実しました。

イ 事業の成果

(ア) 森林環境の保全を進める事業

CO₂吸収効果の高い林齢の人工林を対象とする「みどりの環境整備支援事業」や、水源かん養機能等の公益的機能が高い人工林を対象とする「公益林保全整備事業」により、3～9齢級（11～45年生）で約9,470haの保育間伐を実施し荒廃森林の発生を予防するなど、森林の持つ公益的機能を効果的に発揮させました。

また、森林保全ボランティアなど県民参加型の自発的な活動によって約170haの森林が手入れされるなど、合計で約9,640haの森林が整備され、本県の森林吸収量確保推進計画に基づく森林吸収量の目標の達成に貢献できました。

さらに、近年、全国的にニホンジカ（以下、「シカ」という。）による森林被害が原因で森林環境の悪化が深刻化しており、その対策を望む声が年々高まっていたこともあり、新たに森林環境税を活用し複数の市町村が広域的に取り組むシカの捕獲や、捕獲用のわな（檻型）の改良などに対する支援を行いました。

(イ) 県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業

第一期に続いて県民のみなさんの自発的な取組である「県民参加の森づくり」への支援を行い、延べ約9万人の方に参加していただきました。

さらに、森林への理解と関わりを深めていただくための広報などを行うとともに、県民のみなさんが木に触れ、木の良さを実感していただき、木を使うことが森林整備の促進につながっていることを理解していただけるよう、県産材を活用して県内274箇所の公共的施設等の木質化等を進めました。

その他の支援として、シカの食害から希少野生植物を保護するための事業や高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)認証制度を創設し、CO₂吸収による地球温暖化対策を進めてきました。

ウ 第二期での課題

(ア) 森林環境の保全を進める事業

森林の整備については、CO₂吸収や水源かん養などの公益的機能の高い人工林を対象に保育間伐を進めてきましたが、国の補助制度がこの5年間で搬出間伐を重視した方向に改正されてきました。そうした中でも、依然として保育間伐すべき森林は多く残っており、その整備に課題を残していました。

また、シカによる食害等を軽減させるための対策を行ってきましたが、その被害は増大していることから、継続して取り組んでいくべき課題となっていました。

(イ) 県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業

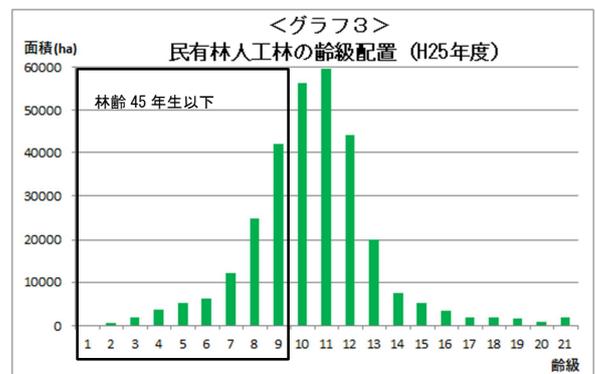
木材利用により森林資源の循環利用を進めることが、森林環境の保全につながることを理解していただくため、公共的な施設の木質化など、より多くの県民の方々に木の良さに触れていただく機会のある場をつくることが課題となっていました。

(3) 第三期の森林環境税課税期間(平成25年度～平成29年度)

ア 人工林の状況と事業の概要

人工林の成長により、右のグラフ3にあるように保育間伐等が必要な9齢級以下は約3割に減少し、伐採して利用することが可能な10～12齢級(46～60年生)が主体となってきました。

このため、引き続き、保育間伐による森林整備やシカによる食害対策などにより森林環境の保全を図るとともに、木材利用の推進や子どもたちへの森林環境教育、森林保全ボランティア活動など県民のみなさんにとって森林への理解と関わりを深め広げる事業を支援しました。



イ 事業の成果

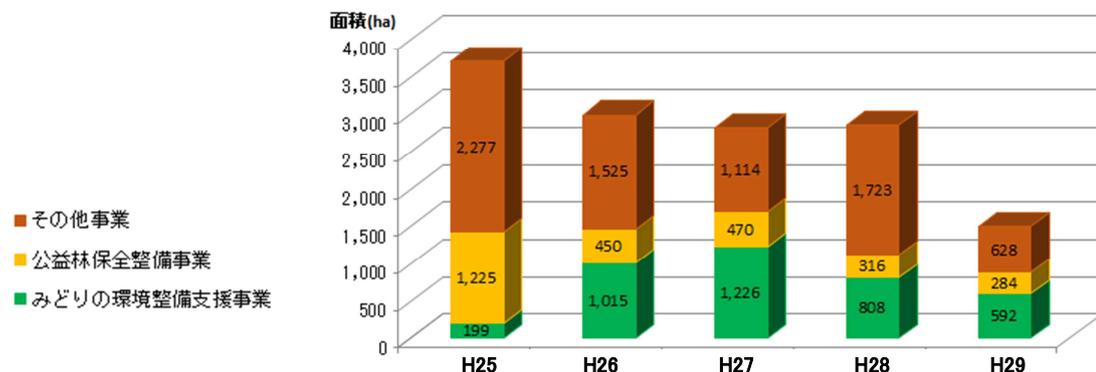
(ア) 森林環境の保全を進める事業

荒廃森林の発生を防止し、森林の持つCO₂吸収や水源かん養等の公益的機能を効果的に発揮するための事業として、表1、グラフ4にあるように公益林保全整備事業（対象：11～45年生）とみどりの環境整備支援事業（対象：11～35年生）に森林環境税を活用し、6,585haの保育間伐を行いました。これは、第三期の目標面積6,250haに対して約105%の実績となりました。

森林環境税活用事業による保育間伐は、第三期の課税期間中、各年度の保育間伐合計（県全体）の約4～6割を占めています。

面積(ha)	H25	H26	H27	H28	H29	計
森林環境税活用事業	1,424	1,465	1,696	1,124	876	6,585
公益林保全整備事業	1,225	450	470	316	284	2,745
みどりの環境整備支援事業	199	1,015	1,226	808	592	3,840
その他の保育間伐事業	2,277	1,525	1,114	1,723	628	7,267
保育間伐合計	3,701	2,990	2,810	2,847	1,504	13,852
森林環境税活用事業の占める割合	38%	49%	60%	39%	58%	48%
森林環境税活用事業目標面積	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	6,250
目標に対する達成率	114%	117%	136%	90%	70%	105%

<グラフ4> 保育間伐の実績（第三期）



また、地域住民による里山林の保全を促進するため、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用しやすくするよう、平成29年度から森林環境税により嵩上げ支援を行うこととし、545haの里山林の整備等を支援しました。

シカ被害対策としては、被害を受けている集落や新規狩猟者などに対し、くくりわな約14,000個の配布や購入支援を行うなど、シカの捕獲に取り組みました。また、シカによる自然植生被害が深刻化している山岳地域など捕獲困難地域において、シカの捕獲事業を実施するとともに、県内のシカ個体数の調査を行い、効果的な捕獲方法の検討などに貢献しました。

その結果、第三期の期間中に約4,700頭のシカを捕獲することができました。

また、シカによる希少野生植物の食害を防止するため、被害地の現況調査や防護ネットの設置を行い、19箇所希少野生植物を保護することができました。防護ネ

【第三期】

ットの設置箇所をモニタリング調査した結果、希少野生植物の植生の回復が見られるなどの成果があり、今後の保護対策に向けたモデル事例として大いに役立ちました。

(イ) 県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業

これまでに引き続き、小中学校などが行う森林環境学習への支援を行い、延べ約2万5千人の児童や生徒に森林環境保全の重要性を学習していただいたほか、森林環境税情報誌「mamori」で森の持つ機能などについての特集を行い、県内小中学校等へ配布することで、森林環境保全の重要性をお伝えしました。

こうち山の日活動でも、森林への理解や関心を深める取組や森林保全ボランティア活動等に延べ7万人を超える方々に参加していただき、多くの県民の方に森林を守ることの大切さを理解していただきました。全国では、平成26年5月に「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、8月11日が「山の日」として国民の祝日となり、平成28年から施行されています。

また、多くの県民が木に触れ、木の良さを実感していただける機会を提供するため、公共施設をはじめ、金融機関や道の駅など延べ236箇所の身近な施設で木質化等を図ることができました。

ウ 第三期での課題

(ア) 森林環境の保全を進める事業

森林の整備については、「みどりの環境整備支援事業」や「公益林保全整備事業」を活用して進め、CO₂吸収をはじめとする森林の公益的機能を維持増進することができましたが、県内の民有林人工林の多くは伐採利用が可能な林齢（46年生以上）に移行しつつありました。このため、保育間伐の対象森林（林齢45年生以下）は民有林人工林の2割まで減少してきていましたが、依然として約5万7千ヘクタールと広大な面積がありました。

また、シカの捕獲については一定の成果がみられるものの、再生林の推進や森林環境の保全のためには、捕獲圧をさらに高めるとともに、シカの食害により絶滅が危惧される希少野生植物の保護を引き続き行う必要があります。

(イ) 県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業

森林保全ボランティア活動への参加人数が減少しつつあることから、より多くの県民のみなさんの参加を促す取組を強化することが必要になっていました。このため、引き続き日頃から森林に親しむ機会が少ない児童、生徒にも森林への理解を深め、関心を持ってもらうような森林環境教育の取組や、より多くの県民のみなさんが木のぬくもり等の良さを知り、実感していただく機会を増やせるよう、公共的な施設等への木材利用を拡大していく必要があります。

加えて、出生・育児という自然や環境への意識が変わることが期待される時期を捉えて、保護者と乳幼児が日頃から木に触れ、木に親しむことができる機会をつくり、木の良さを実感していただくなど、より幅広い県民のみなさんを対象として取組を充実していくことが必要となっていました。

3 第四期の森林環境税の成果（平成30年度～令和4年度）

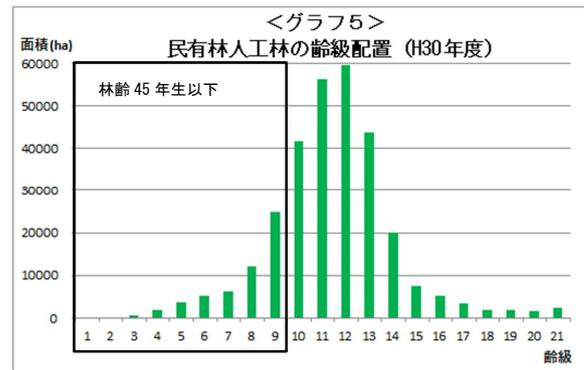
第四期の森林環境税の成果の詳細については、林業環境政策課のHPをご参照ください。

https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030101/files/2015041600421/file_2022119395846_2.pdf

(1) 人工林の状況と事業の概要

人工林の成長により、右のグラフ5にあるように、保育間伐等が必要な9歳級以下は、全体の2割を下回るようになりました。

他方で、伐採して利用することが可能な10歳級以上が大半を占めるようになり、人工林の本格的な利用期を迎えました。



こうした中で、森林の持つ公益的機能の低下を予防し、豊かな森林を未来に引き継いでいくため、引き続き保育間伐やシカ被害対策など「森林環境の保全を進める事業」を行いました。また、木材利用の推進による中山間地域の産業振興を、森林整備につなげていくため、より幅広い県民のみなさんに森林の公益的機能の重要性と併せて木の良さを実感していただけるよう、ボランティア活動の強化や森林環境学習フェアの開催など「県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業」を拡充し、取組を進めました。

(2) 事業の成果（平成30年度から令和4年度までの5年間の見込み）

ア 森林環境の保全を進める事業

(ア) CO₂吸収や水源かん養など公益的機能を増進する森づくりの推進

荒廃森林の発生を防止し、森林の持つCO₂吸収や水源かん養等の公益的機能を効果的に発揮するため、表2、グラフ6（9ページ）にあるように、森林環境税を活用し、従来の公益林保全整備事業、みどりの環境整備支援事業に、令和2年度から造林事業（環境林整備事業）を加えて保育間伐を進めています。

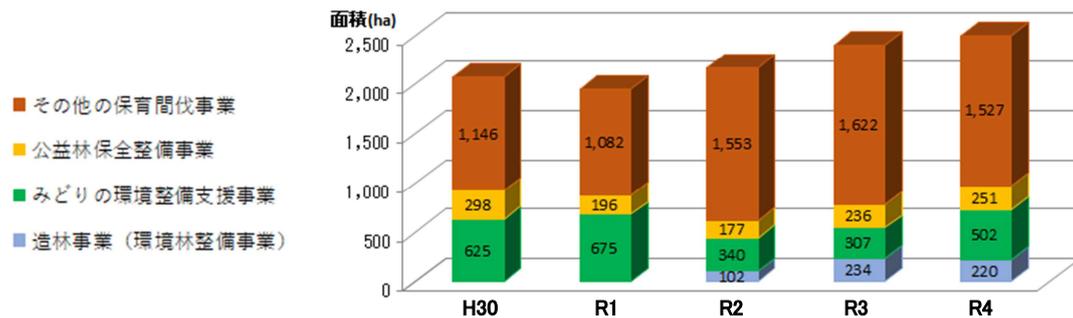
これらの事業により令和4年度末までに4,163haの保育間伐を支援し、第四期の目標面積5,000haに対して約83%の実績となる見込みです。

森林環境税活用事業による保育間伐は、第四期の課税期間中、各年度の保育間伐合計（県全体）の約3～5割弱となっており、目標を達成した第三期（達成率105%）と比較して、1割程度減少しています。

表 2

面積 (ha)	H30	R1	R2	R3	R4	計
森林環境税活用事業	923	871	619	777	973	4,163
公益林保全整備事業	298	196	177	236	251	1,158
みどりの環境整備支援事業	625	675	340	307	502	2,449
造林事業(環境林整備事業)	0	0	102	234	220	556
その他の保育間伐事業	1,146	1,082	1,553	1,622	1,527	6,930
保育間伐合計	2,069	1,953	2,172	2,399	2,500	11,093
森林環境税活用事業の占める割合	45%	45%	28%	32%	39%	38%
森林環境税活用事業目標面積	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
目標に対する達成率	92%	87%	62%	78%	97%	83%

<グラフ6> 保育間伐の実績 (第四期)



他方、地域住民による里山林の保全活動を支援する「森林・山村多面的機能発揮対策支援事業」では、第三期実績の545haの約3倍にあたる1,600haを超える里山林等の整備を支援する見込みです。

これらの森林環境税を活用した森林の整備等により、森林の持つ公益的機能の維持増進に貢献しています。

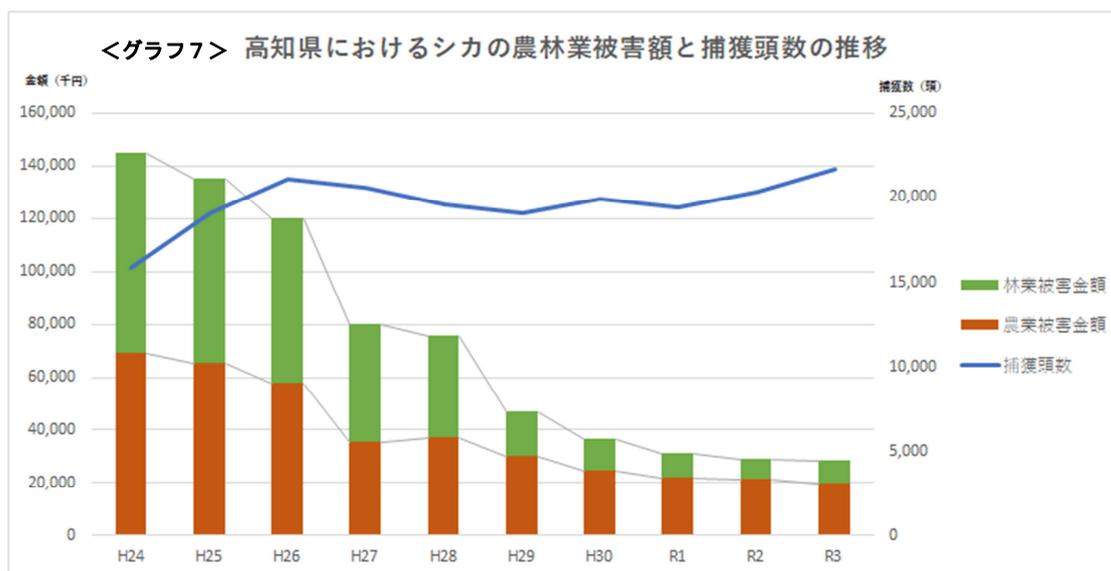
(イ) シカによる被害から森林環境を守る対策への支援

シカによる被害を軽減するため、平成30年度と令和元年度に狩猟者にくくりわなを7,776基配布しました。また、一般の狩猟者による捕獲が及ばず、自然植生への被害が深刻化している山岳地などの捕獲困難地域でシカの捕獲に取り組みました。さらに、県内の狩猟によるシカ捕獲頭数の半数を占め、森林及び自然植生への被害が著しく、県境に接しているため隣県からのシカの流入が考えられる5市町に対し、委託により捕獲報償金支払事業を実施し、捕獲圧の強化及び早期捕獲を図りました。

グラフ7 (10ページ) は、高知県におけるシカの農林業被害額と捕獲頭数の推移を示したものです。

県全体では、平成25年度以降、毎年2万頭程度(青折れ線グラフ、右軸)のシカが捕獲され、農林業被害の減少につながっているものと推定されます。

第四期の課税期間(5年間)では、県全体では10万頭を超えるシカの捕獲が見込まれており、森林環境税活用事業では、概ねその1割程度にあたる1万頭を超えるシカを捕獲する見込みです。



また、捕獲をはじめとする計画的なシカ被害対策の実施に向けて、最新のシカの個体数を推定するための調査等を実施しました。

さらに、シカによる希少野生植物の食害を防止するため、被害地の現況調査や防鹿柵の設置を行い、53箇所希少野生植物を保護することができました。防鹿柵の設置箇所のモニタリング調査では、これまでに引き続き、希少野生植物の植生の回復が見られるなどの成果があり、県内の希少野生植物の絶滅を防ぐための有意義な取組となっています。

イ 県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業

(ア) 将来を担う子どもたちなどの森林環境教育への支援

小中学校などが行う森林環境学習や森林体験活動への支援や、高校生に森林環境学習や林業関係の資格取得を推進することによって、児童生徒をはじめとする5万人を超える幅広い世代の県民のみなさんに森林環境保全の重要性を学習していただき、森林への理解と関心を深めていただくとともに、将来の森林整備の担い手の確保を図っています。

(イ) 県民の森や山に対する主体的な活動への支援

県では、11月11日を「こうち山の日」と定め、本県の豊かな森林の恵みに感謝し、森林や山を守ることの重要性に対する理解と関心を深め、県民一人ひとりが森林を守る活動に参加し、また自ら行動することによって、山を守り育て、次代へと引き継いでいくこととしています。

この「こうち山の日」の趣旨に沿って、幅広く参加者を募集して実施する植樹活動や間伐体験などの取組や、森林保全ボランティア活動等を支援し、約3万4千人の方々が参加しています。

【第四期・これまでの成果と今後の方向性】

また、森林の果たす役割や森林保全の必要性を、幅広く県民のみなさんに理解していただくため、森林環境情報誌「もりりん」の発行や、「森林環境学習フェア（もくもくエコランド）」の開催を行いました。

「もりりん」は、森林の役割や森林を守ることの重要性についての普及啓発を目的として、第一期の途中（平成19年度）から発行していた森林環境税情報誌「mamori」を改訂して平成30年から発行している情報誌です。「もりりん」では森林の持つ働きを紹介するとともに、森の仕事や山で活動している団体、また、木を使った家や建物などについても紹介し、県内小中学校のすべての児童生徒を中心に配布することによって、森や木に関する様々な情報を県民のみなさんに知っていただくことができました。

また、「森林環境学習フェア」は毎年10月に高知市内で開催しているイベントで、「木造住宅フェア」をリニューアルする形で第4期から開始しています。ステージや各出展ブースで、森林に関する学習や木工などの体験を行っていただくことができ、延べ約4万5千人の方にご来場いただき、森林と親しむ機会が少ない都市部の方にも様々な体験をしていただくことで、森林への理解と関心を深めていただくことができました。

（ウ）持続可能な山の暮らしを支える森づくりへの支援（木材利用の推進）

木材の利用が森林環境の保全につながることを理解してもらえるように、県民のみなさんが木に触れ、木の良さを実感していただける機会を提供するため、公共施設をはじめ、金融機関や道の駅など延べ338箇所の身近な施設で木質化等を図ることができました。

また、第四期からは、出生・育児という自然や環境への意識が変わることが期待される時期を捉えて、保護者と乳幼児が日ごろから木に触れ、木に親しむ機会をつくるため、満4歳未満の乳幼児に県産材を使用して作成した玩具や食器等を贈る取組への支援を行い、延べ16市町村で木製玩具等を配布することができました。

4 これまでの成果と今後の方向性

（1）これまでの成果

第一期の森林環境税課税期間では、森林に対する県民の理解と参加意識の醸成を目指して、「こうち山の日」などの取組や森林環境学習への支援などを中心に行ってきました。

一方、森林整備の事業としては、ダム上流域など公益上重要で緊急に整備を行う必要があり、産業利用を行わない水土保全林を中心に荒廃林対策を行いました。

次の第二期の森林環境税課税期間では、森林環境の保全の意識を高めるためには、県民の目に見える場所での森林の整備をもっと進めるべきといったご意見もあり、産業利用を行う森林も整備の対象としながら、喫緊の課題である地球温暖化対策として、

【これまでの成果と今後の方向性】

保育間伐の実施面積を大幅に拡大しました。また、被害が拡大していたシカへの対策も新たに加えるとともに、都市部の県民のみなさんにも木の良さを実感していただけるように公共的施設の木質化等の事業を充実させました。

第三期の森林環境税課税期間では、搬出間伐が可能となる45年生を超える人工林の中にも、手入れが必要な森林が多くあることから、保育間伐の対象林齢を拡大して森林の整備を進めてきました。

第四期の森林環境税課税期間では、森林資源が成熟する中でも整備が必要な人工林が多く残っていることから、引き続き保育間伐を行っていくとともに、一定の成果を上げているシカの捕獲についても、再生林や森林環境の保全のため、取組をさらに強化してきました。

また、森林保全ボランティア活動への参加人数が減少傾向にあったことから、より多くの県民の方に森林や山への理解と関心を持っていただけるよう、普及啓発や木材利用の取組にも注力してきました。

このように、これまでの20年間の経過を見ても、「森林環境保全を進める事業」と「県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業」を2つの柱としながら、県民のみなさんからいただいたご意見やその時々状況の変化を踏まえて、より効果的な取組となるよう随時、内容を見直して事業を進めてきました。

(2) 現在の課題

ア 森林環境の保全を進める事業

森林の整備については、これまでの事業の成果により、CO₂吸収や水源かん養をはじめとする森林の公益的機能を維持増進することができましたが、県内の民有林人工林の8割以上が木材利用に適した林齢（46年生以上）に移行しています。

また、適切な経営管理が行われていない森林の整備に必要な財源を確保する観点から、国において創設された森林環境譲与税が、令和元年度から県と市町村に譲与されており、県の森林環境税との役割分担を考慮して事業を進めていくことが必要になりました。

イ 県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業

森林の持つ公益的機能の低下を予防し、豊かな森林を未来に引き継いでいくために、県民一人ひとりが森林の重要性についての認識を深め、森林環境の保全に主体的に参加していただけるよう取り組んできており、多くの県民の方々に参加をいただいておりますが、森林に対する理解が県民のみなさんに根付いていくためには、普及啓発や森林環境学習などに継続的に取り組むことが重要です。

【これまでの成果と今後の方向性】

また、より多くの県民の方々が木の良さを知り、実感していただく機会を増やせるよう、公共的な施設等への木材利用や緑化を進めていくことが必要になっています。

ウ 新たな課題への対応

国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の達成（2030年）への認識が高まる中で、国においては、2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを2020年10月に宣言するなど、CO₂の吸収源としての森林の役割への期待が高まってきています。

高知県でも、2020年12月高知県議会定例会において、2050年カーボンニュートラルを目指し取り組んでいくことを宣言しており、森林保全や木材利用を通じたカーボンニュートラルの取組に対応していくことが必要になっています。

（3）高知県森林環境税と国の森林環境税及び森林環境譲与税との整理

地球温暖化防止や国土保全など森林の公益的機能の重要性に鑑みて、市町村と都道府県が実施する森林整備やその促進のための施策の財源として、国において森林環境税と森林環境譲与税が創設され、令和元年度からは、国から地方自治体への譲与が開始されました。（詳細は、P26ページを参照）

高知県と県内市町村には、令和元年度から3年度までの合計で約35.5億円が譲与され、譲与税の活用により森林整備を促進するため同時期に創設された森林経営管理制度の推進をはじめ、担い手の育成などの取組が進められています。

この譲与税については、使途の判断が各自治体に委ねられており、特に、市町村においては譲与額の過半が基金に積み立てられたまま活用されていない実態が全国的に見受けられ、その報道が相次ぎました。

こうした実態を受けて、林野庁・総務省では、令和4年6月に具体的な活用例を示した文書「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について」により、森林整備から人材育成、木材利用、普及啓発にわたる幅広い取組に活用できることを明示しています。

これらの状況を踏まえて、本年度で課税期間が満了する本県の森林環境税については、継続の可否を含めて、国の譲与税との使途のすみ分けを検討することとなりました。

森林整備については、市町村の譲与税の活用を念頭に、県の譲与税ではその取組を支援することや、県の森林環境税では、個別の市町村では実施が困難な広域的な事業に取り組むこと、また、これまで県の森林環境税で実施してきた事業が滞ることがないように継続すること、県と国のそれぞれの税をフル活用して早急に森林保全・整備の取組を進めることなどが議論されています。

近年、2030年のSDGsの達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、CO₂吸収源としての森林に注目が高まっていることも踏まえて検討した結

【これまでの成果と今後の方向性】

果、国からの譲与税と県の森林環境税のすみ分けを図1のとおり整理し、継続することが適当との判断に至りました。

また、その中で、県の森林環境税では、継続することで県民の皆さんの中に根づいてくる森林への理解と関わりを深め、広げていくためのソフト事業を中心に「こうちの森」に触れ、学び、誇りを持って森を守り育み、使う活動を推進することとしました。

(4) 県民のみなさんのご意見

県民世論調査・企業アンケート等の結果

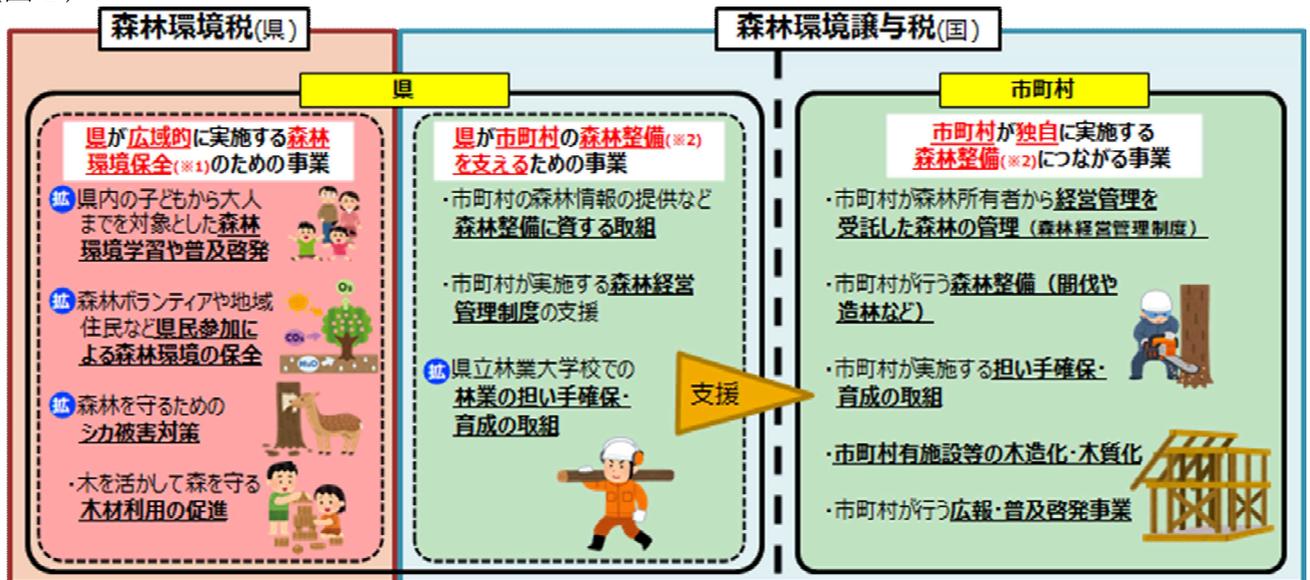
令和4年度県民世論調査により、森林の持つ公益的機能や森林環境税についての認知度、森林環境税の継続に対する賛否、森林保全のための今後の取組に対する意見などの調査を行うとともに、県内企業に対してもほぼ同様のアンケート調査を行いました。

森林環境税の延長については、森林環境譲与税との役割分担を図1のとおりお示しして、ご意見をお伺いしています。

その結果、5年間の継続については、県民のみなさんから約9割（県民世論調査、企業アンケート調査とも）の賛意（賛成+どちらかといえば賛成のご意見の計）をいただきました。

- ①県民世論調査(令和4年8月19日～9月13日：アンケート配布数3,000名、回答数1,671名)
- ②企業アンケート調査(令和4年8月9日～9月13日：アンケート配布数2,000社、回答数438社)
- ⑤もくもくエコランド2022 第5回森林環境学習フェア(令和4年10月22日、10月23日：アンケート回答数203名)

(図1)



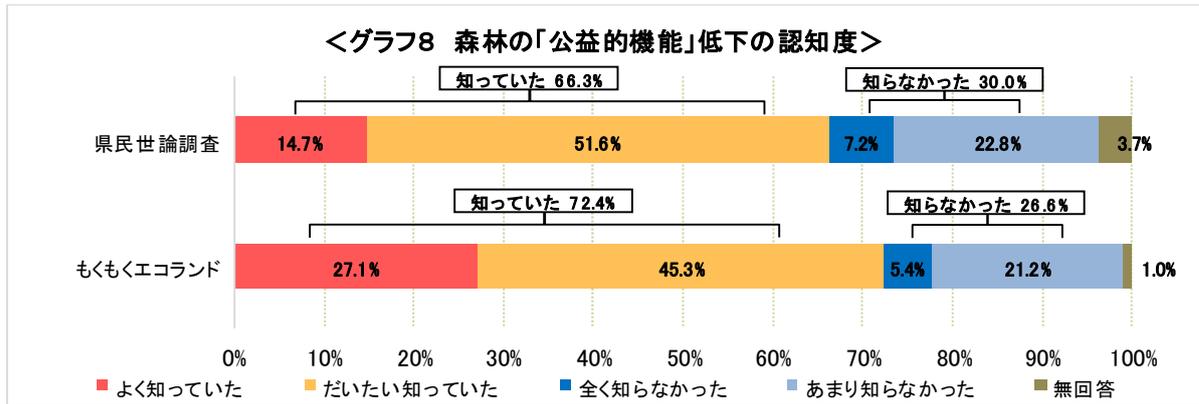
県では、森林環境保全(※1)と森林整備(※2)境次のとおり区分しています。

(※1)森林環境保全は、森林の有する公益的機能(水源かん養、国土保全など)の低下を予防するための取組を行うこと。

(※2)森林整備は、森林資源を充実させることを主な目的として行う間伐や植林などの森林施業。

○調査内容：森林の「公益的機能」の低下についての認知度

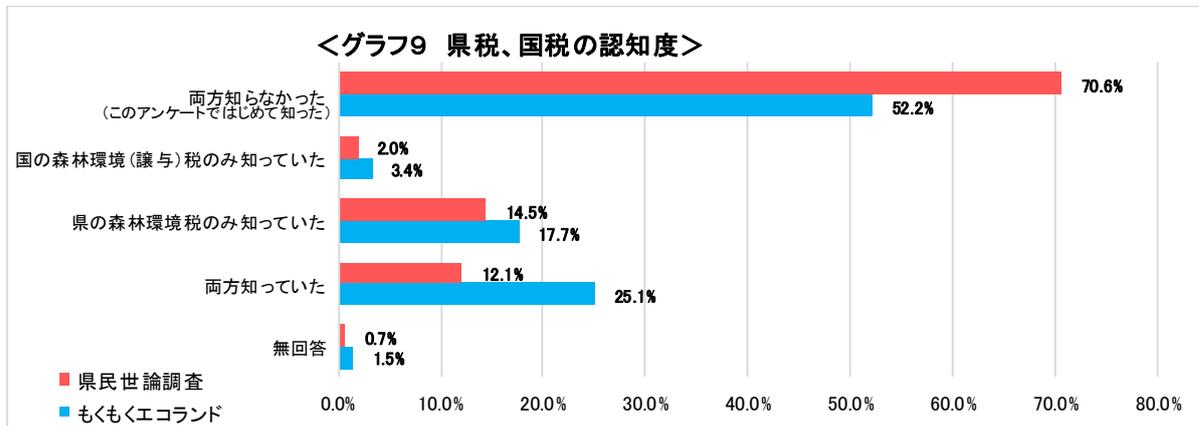
→ 『知っていた』（＝「だいたい知っていた」＋「よく知っていた」）



(参考) 過去の調査結果：森林の「公益的機能」の低下についての認知度

県民世論調査 H28年度：知っていた 71.3%、知らなかった 26.8%
H23年度：知っていた 73.0%、知らなかった 25.1%

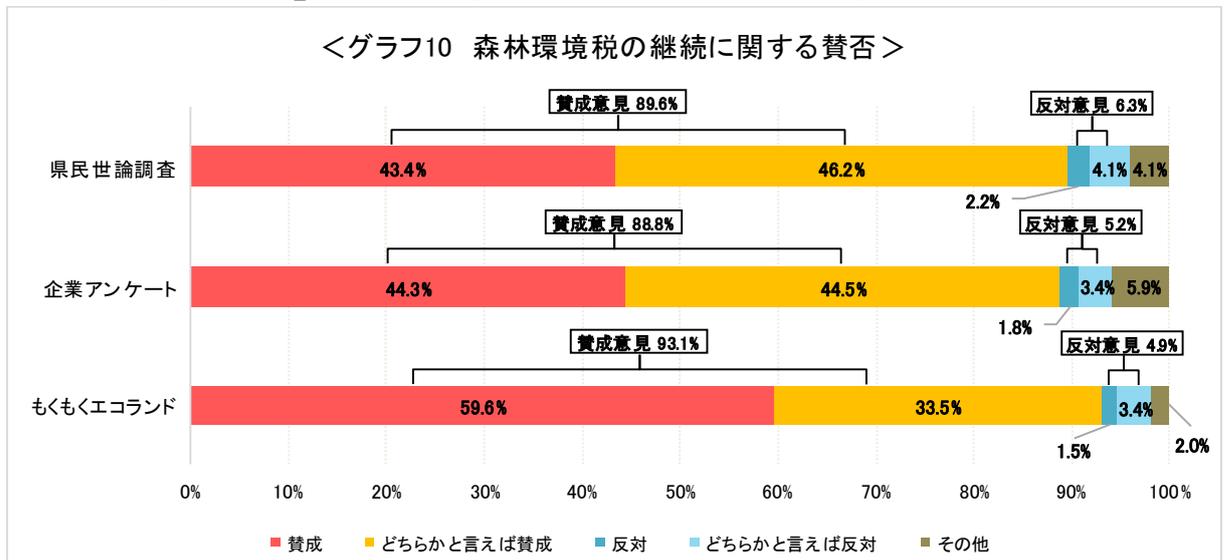
○調査内容：県の森林環境税や国の森林環境（譲与）税の認知度



(注)．単位未満を四捨五入したため、合計は100%にならない場合がある。

○調査内容：森林環境税の継続に対する賛否

→ 『賛成意見』（＝「賛成」＋「どちらかと言えば賛成」）



(注)．単位未満を四捨五入したため、合計は100%にならない場合がある。

【これまでの成果と今後の方向性】

(参考) 過去の調査結果：森林環境税の継続に対する賛否

<u>①県民世論調査結果</u>	H28年度：『賛成意見』74.4%、『反対意見』7.0% H23年度：『賛成意見』76.5%、『反対意見』5.9%
<u>②企業アンケート</u>	H28年度：『賛成意見』71.1%、『反対意見』5.8% H23年度：『賛成意見』78.9%、『反対意見』6.1%
<u>③もくもくランド</u>	H28年度：『賛成意見』84.5%、『反対意見』4.2%

○森林の保全や整備のため、取り組むべき又は充実すべきと考える事業（複数回答可）

表3

区分	第1位	第2位	第3位
県民世論調査	森林整備への支援 [76.6%]	公共的施設等への木材利用 [47.0%]	森林環境学習への支援 [45.7%]
企業アンケート	森林整備への支援 [59.4%]	森林環境学習への支援 [37.0%]	公共的施設等への木材利用 [32.6%]
もくもく エコランド	森林整備への支援 [77.8%]	森林環境学習への支援 [62.1%]	シカ被害対策への支援 [50.7%]

令和4年度県民世論調査は、県内全域の選挙人名簿の中から無作為抽出した県民3,000人を対象に行い、1,671人（55.7%）から回答をいただきました。また、企業アンケートは、県内に事業所を置く企業・法人等2,000社を対象に行い、438社（21.9%）から回答をいただいています。

もくもくエコランドは、高知市中央公園で、本年10月に開催した「もくもくエコランド森林環境学習フェア」の中にアンケートコーナーを設置して来場者数の約3%にあたる203名の県民の方に県民世論調査と同じ設問のアンケートにご回答いただきました。

調査結果の主な特徴としては、以下の点が挙げられます。

- 森林の「公益的機能」の低下についての認知度が、平成23年度、平成28年度、そして今回と徐々に低下しており、知らなかったという回答の割合が徐々に増えてきています。
- 令和4年度は、新たに県の森林環境税と国の森林環境（譲与）税の認知度について、お聞きしています。県民世論調査では、県の森林環境税を知っている方は26.6%、国の森林環境（譲与）税を知っている方は14.1%で、両方知らなかった方が70.6%となっており、税に対する認知度が低いことが明らかになりました。
- 「令和5年度以降も県の森林環境税を継続（5年間）することについて、どのように考えますか」という質問については、県民世論調査及び企業アンケートにおいて、『賛成意見』が回答者の約9割を占めており、いずれも平成28年度に実施した調査から15ポイント以上増えています。
- 「森林の保全や整備のため、取り組むべき又は充実すべきだと考える事業はどれですか」という質問については、「間伐などによる森林整備への支援」を支持する意見が県民、

企業ともに最も多くなっています。

次いで、「公共的な施設などへの木材利用の推進への支援」や「将来を担う子どもたちを対象とした森林環境学習などへの支援」が多くの支持を集めています。

(5) 今後の方向性

本県の森林環境税では、制度創設以来、県内で実施された間伐の15%にあたる約2万5千ヘクタールの間伐や森林被害対策、多様な植生の保全に取り組み、森林の公益的機能の維持増進に貢献してきました。

県内の民有林人工林は、グラフ11、表4（18ページ）のとおり、伐採利用に適した林齢（46年生以上）が8割を超え、保育間伐の対象となる森林は減少しています。

その一方で、適切に経営管理されない森林を明らかにして、その整備を進めるため、令和元年度からは森林経営管理制度が施行され、併せて、その財源となる森林環境譲与税が、県と市町村に譲与されています。

また、森林環境学習や森林保全ボランティア活動など、県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる取組を実施し、これまで延べ31万人に参加いただいております。この森林への理解と関わりを深め広げる取組は、継続することで代々と県民のみなさんに根付いてくるものであり、意義を持つものです。

加えて、近年は、2030年のSDGsの達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、CO₂の吸収源としての森林の役割に対する期待が高まっており、間伐や伐採後の再造林など適切な森林整備をさらに進めて、森林の公益的機能の維持増進を図ること、また、そうした取組を県民参加のもと進めていくため、県民一人ひとりの意識の変化や行動が求められています。

地球温暖化の防止に向けて森林の役割が一層重要となる中で、森林環境保全の取組を先導的に進めていくことが、日本一の森林率を誇り、全国に先駆けて森林環境税を導入した本県のあるべき姿であり、この税を延長していくことが必要と考えています。

このため、県では、森林環境税と森林環境譲与税の用途を棲み分け、最大限に活用して森林の保全・整備の取組を進めてまいります。

<グラフ 11>

民有林人工林の資源構成（スギ・ヒノキのみ）

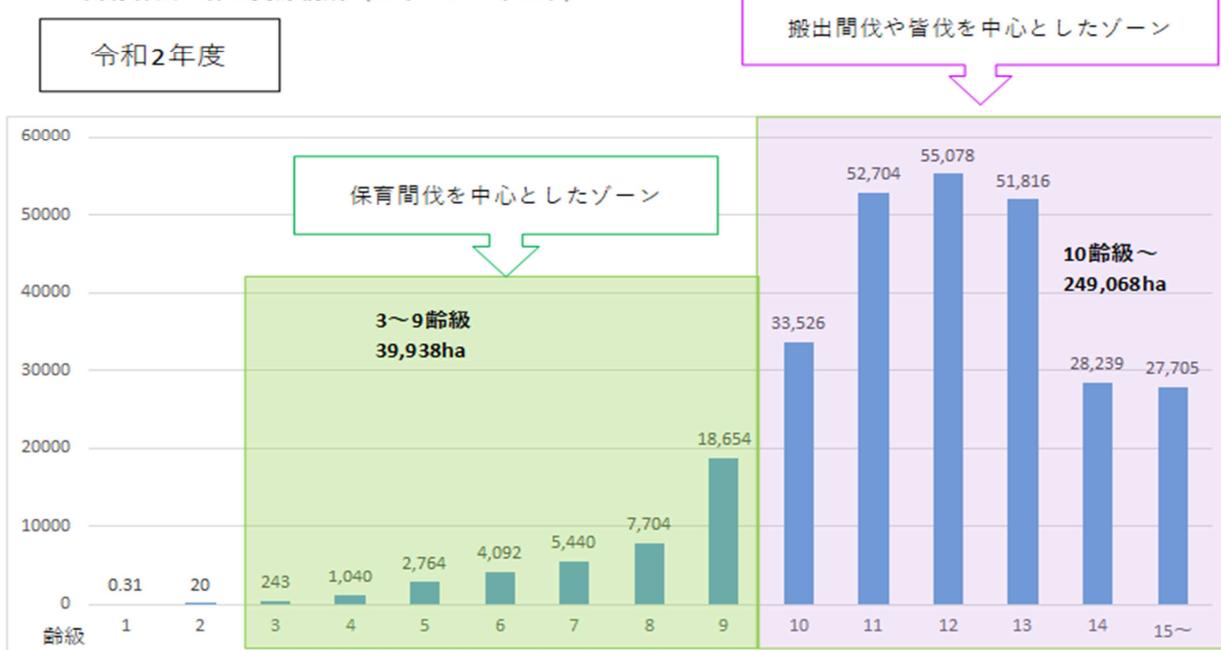


表 4. 民有林人工林の資源構成の変化

区 分	令和 2 年度	平成 2 8 年度	差
民有林総面積	468, 172ha	468, 665ha	△493ha
うち民有林人工林面積	297, 140ha	297, 522ha	△382ha
スギ・ヒノキ 10 齢級～ (搬出間伐・皆伐期)	249, 068ha 人工林に占める割合 83.8%	231, 965ha 人工林に占める割合 78.0%	17, 103ha +5.8%
スギ・ヒノキ 3 齢級～9 齢級 (保育間伐期)	39, 938ha 人工林に占める割合 13.4%	57, 351ha 人工林に占める割合 19.3%	△17, 413ha △5.8%

【第五期森林環境税】

5 第五期森林環境税の概要

(1) 森林環境税の延長について

本年度に実施した県民世論調査や企業アンケート等で、「県の森林環境税と国の森林環境譲与税との用途を（14ページ、図1）のように整理し、5年間継続すること」について、県民のみなさんのご意見をお伺いし、約9割の賛意をいただきました。

こうした意見も踏まえて、これまでの延長と同様に、森林環境税の課税期間を5年間延長することとし、森林環境税の用途として整理した「県が広域的に実施する森林環境保全のための事業」では、次の取組を主体に実施することとします。

- ・ 県内の子どもから大人までを対象とした森林環境学習や普及啓発
- ・ 森林ボランティアや地域住民など県民参加による森林環境の保全
- ・ 森林を守るためのシカ被害対策
- ・ 木を活かして森を守る木材利用の促進

【第五期森林環境税】

また、令和5年度から令和9年度までの課税期間の中では、その時々ニーズに合わせて、県民のみなさんからの意見を取り入れて、常に事業を改善（必要な場合は新設）していくこととします。

なお、県に譲与された森林環境譲与税については、「県が市町村の森林整備を支えるための事業」に充当するよう整理しましたので、その趣旨に沿った事業を実施することといたします。

(2) 第五期森林環境税が目指すもの

高知県の森林環境税の発足時には、森林が水を貯める働きに注目が集まっていた。森林環境税の目的は、そうした森林の重要性を認識し、「県民みんなで森を守っていく」ことにありました。

その目的には変更はありませんが、近年では、これまでに加えて森林が地球温暖化を防止する働きへの関心が高まっています。

森林率が84%と日本一の高知県の森は、CO₂を大量に吸収し続けて、地球温暖化防止に大きく貢献しています。また、その比率の高さゆえに、人は森と深く関わってきました。

第五期の森林環境税では、こうした事実を積極的に捉えて、高知県の森に触れ、学び、誇りをもって森を守り育み、使う、次の活動を進めていきます。

■森と触れあい、学ぶ「こうちの森で人づくり」

- ・ 森林環境学習や森に五感で触れ合うことで、森を楽しむ資質や能力を育成
- ・ ボランティアなど、県民参加による森づくりを推進
- ・ 森が持つ多様な働きを学び、森の価値を知り、それを生み出す活動を促進
- ・ 生徒や学生が森の仕事に携わる人と密に交流し、森の仕事を身近に感じる土壌を形成

【事業目標（KPI）の設定】

- ①森林環境税活用事業で進捗や評価の目標とするもの
 - ・ 森林環境学習の参加数
 - ・ 森林保全ボランティアの活動数
- ②森林環境税活用事業のほか、県全体の施策の進捗や評価の目標とするもの
 - ・ 林業就業者数

※参考 高知県の林業就業者数の推移（資料：林業労働力等調査）

1,661人(H23)→1,592人(H28)→1,602人(H29)→1,589人(H30)→
1,570人(R元)→1,584人(R2)

■森を守り育み、使う「豊かな森づくり」

- ・ 木材利用による街の森づくりなどを進め、地球温暖化の防止に貢献
- ・ シカなどによる食害を抑えて野生動植物との共存を実現

【事業目標（KPI）の設定】

【第五期森林環境税・森林環境税の税収等の状況】

- ①森林環境税活用事業で進捗や評価の目標とするもの
 - ・ 県産木材利用促進に係る事業の実施箇所数、木材使用量
 - ・ 森林や自然植生被害を抑制するためのシカの捕獲頭数
- ②森林環境税活用事業のほか、県全体の施策の進捗や評価の目標とするもの
 - ・ 森林環境保全に資する木材利用の実績

(3) 具体的な使途

これまでの森林環境税では、「森林環境の保全を進める事業」と「県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業」の2本柱で取組を進めてきました。

今回の森林環境税の延長にあたっては、森林の整備を主目的とする森林環境譲与税が市町村に譲与されていることも踏まえて、「森林環境の保全を進める事業」の中で実施してきた森林の整備について、市町村の譲与税を活用していただくことを調整していきます。

また、森林の整備を除いて、(2)でお示しした第五期森林環境税の目指す姿を明確にするため、次の区分により事業を実施することといたします。

ア こうちの森で人づくり事業

- ①将来を担う子どもたちなどへの森林環境教育
 - 学校現場等での森林環境学習、幅広い世代への木育 など
- ②県民の森や山に対する主体的な活動
 - 森林保全ボランティア、県民参加による「こうち山の日」活動 など
- ③森林環境に対する意識向上のための普及啓発・広報
 - 情報誌の発行・配布、イベント開催、生活の場の緑化、意見交換会 など

イ 豊かな森づくり事業

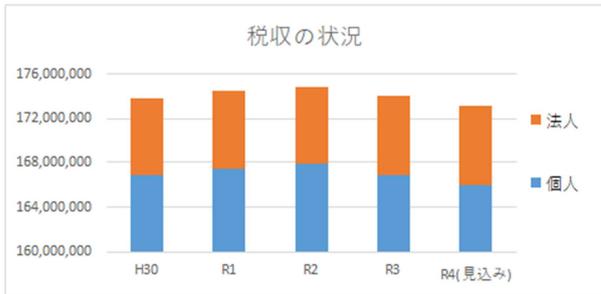
- ④森林の保全につながる木材利用の促進
 - 建築物の木質化など、街に森をつくる「木の香るまちづくり」、カーボンニュートラル（脱炭素）につながる木材利用 など
- ⑤野生動植物との共存
 - 森林環境を守るための害獣防除、希少野生植物の保護 など

6 森林環境税の税収等の状況

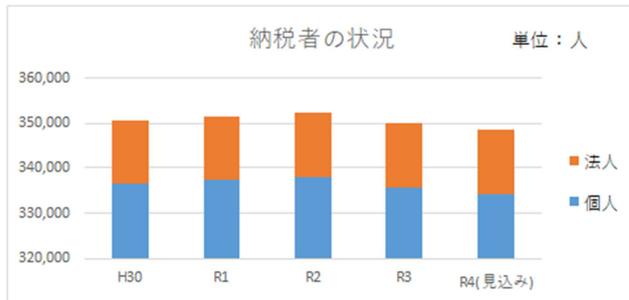
第四期の税収額については、毎年度1億7千4百万円前後で推移しています。納税者数については、個人は約33万人、法人は約1万4千社で推移しています。

<グラフ 12>

表 5



年度	個人	法人	計
H30	166,811,378	6,999,532	173,810,910
R1	167,402,398	7,015,365	174,417,763
R2	167,762,396	7,046,113	174,808,509
R3	166,809,339	7,208,623	174,017,962
R4(見込み)	165,865,000	7,273,000	173,138,000
計	834,650,511	35,542,633	870,193,144



年度	個人	法人	計
H30	336,415	14,196	350,611
R1	337,131	14,356	351,487
R2	337,652	14,567	352,219
R3	335,430	14,577	350,007
R4(見込み)	333,800	14,606	348,406
計	1,680,428	72,302	1,752,730

(1) 税収規模

令和4年度の個人・法人県民税均等割の納税義務者数を基にして試算すると、令和5年度以降の税収規模等は年間1.74億円程度と見込まれます。加えて、第四期末の基金残額は0.5億円程度と見込まれており、1.74億円×5年間+0.5億円=9.2億円程度（令和5年度から令和9年度までの5年間）の基金造成が見込めます。

(2) 第五期森林環境税の活用見込み額

ア こうちの森で人づくり事業

- ① 将来を担う子どもたちなどへの森林環境教育
- ② 県民の森や山に対する主体的な活動
- ③ 森林環境に対する意識向上のための普及啓発・広報

<①～③=5.2億円程度（5年間）>

イ 豊かな森づくり事業

- ④ 森林の保全につながる木材利用の促進
- ⑤ 野生動植物との共存

<④+⑤=4.6億円程度（5年間）>

合計（ア+イ） = 9.8億円のうち、9.2億円に森林環境税を活用

【森林環境税の税収等の状況】

なお、これらの事業の詳細については、（別添）「（参考資料）令和5年度～令和9年度 森林環境税活用事業の検討案」のとおりです。また、資料中の事業名、事業内容、予算額等は、現段階の案であり、今後の検討の中で変更になることがあります。

また、課税期間の中では、毎年度検証を行い、その時々ニーズに合わせ、県民のみなさんからの意見を取り入れて、常に事業を改善していくこととします。

7-1 参考【森林環境税】

(1) 本県の森林環境税の仕組み

税の仕組み（[24ページ](#)、[図2](#)）は、県民税（個人及び法人）の均等割額に、年額500円を加算する超過課税方式を採用しています。法制上は県民税均等割の超過課税ですが、水源かん養機能をはじめとした森林が持つ様々な公益的機能を守るといった目的から、高知県森林環境保全基金条例第5条では、森林環境税ということとしています。

課税期間については、平成14年度に森林環境税の創設を検討する中で、一定の期間を経た段階で事業の進捗状況を点検し、森林環境を取り巻く情勢や財政需要の状況等を踏まえ、制度のあり方について総合的な見直しを図っていくため、原則5年間としたものです。また、同年度に課税方式を検討した際に、法定外目的税である水道課税方式と県民税均等割の超過課税方式とが検討され、超過課税方式を採用することとなりましたが、これは、総務省が示した法定外税を検討する際の留意事項である、「社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当」という考え方に準じているからです。

この森林環境税は、高知県森林環境保全基金条例で定められた目的に沿って活用されるよう明確に経理を区分し基金に積み立てており、森林の環境を保全する事業をはじめ、森林への理解や関わりを深め広げるための事業に活用されてきました。

また、基金の運営に県民のみなさんの考えを反映できるよう高知県森林環境保全基金運営委員会を設置しています。この委員会は県民や有識者などで構成しており、税の使途を透明にして、事業を行う過程をオープンにするとともに、事業計画や進捗状況、制度のあり方などについてご意見やご提案をいただくことにしています。

平成19年12月には、寄附金を受け入れ、基金に積み立てることができるよう条例を一部改正しています。

平成30年3月の条例改正では、国の森林環境税及び森林環境譲与税の動向を念頭に、「知事は、国の税制の動向等を踏まえ必要があると認めるときは、付則第33条の規定について検討を加え必要な措置を講ずるものとする。」ことを改正附則で規定しています。

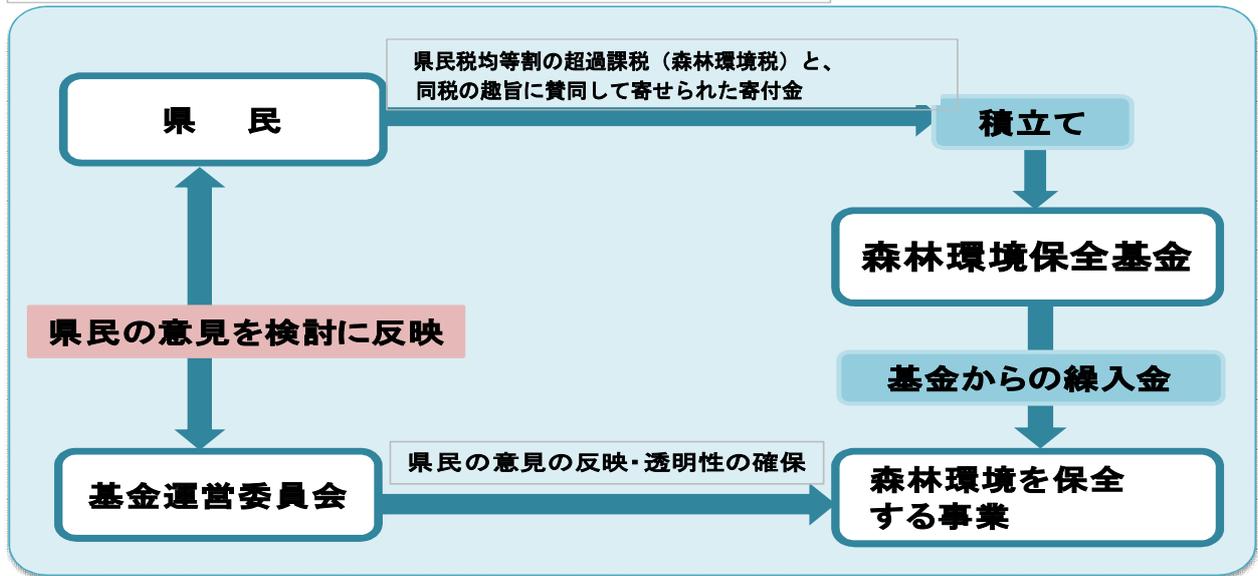
高知県税条例(抜粋)

（森林環境の保全に係る県民税の均等割の税率の特例）

- 第33条** 森林環境の保全に資するため、平成15年度から令和4年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、第40条の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。
- 2 森林環境の保全に資するため、平成15年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は[法第52条第2項第4号](#)の期間に係る第47条第1項の法人の県民税の均等割の税率は、同項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に500円を加算した額とする。

森林環境税による事業の仕組みについて

図2



(2) 第四期における高知県森林環境保全基金運営委員会の開催状況

(平成30年度)

- 第1回 平成30年 9月12日 開催
- 第2回 平成30年12月 7日 開催
- 現地視察 平成31年 3月 7日 実施
- 第3回 平成31年 3月18日 開催

(令和元年度)

- 第1回 令和元年 7月30日 開催
- 第2回 令和元年12月23日 開催
- 第3回 資料送付 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため)

(令和2年度)

- 第1回 令和2年 7月17日 開催
- 第2回 令和3年 1月 8日 開催
- 第3回 令和3年 3月18日 開催

(令和3年度)

- 第1回 令和3年 7月29日 開催
- 第2回 令和4年 2月18日 開催

(令和4年度)

- 第1回 令和4年 6月23日 開催
- 第2回 令和4年 9月 8日 開催
- 第3回 令和4年11月 8日 開催
- 第4回 令和5年 2月 9日 開催

【参考（森林環境税）】

(3) 他県の独自課税の状況

全国に目を向けると、本県による森林環境税の導入を契機として、同趣旨の課税を37府県が導入済みであり（令和4年4月1日現在）、本県発の森林環境税は全国的に広がりを見せています。

表 6

項目	北海道・東北地方	関東地方	北陸地方	中部地方	近畿地方	中国・四国地方	九州・沖縄地方
導入済み (37府県)	岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、 福島県	茨城県、栃木県、 神奈川県、群馬県	富山県、石川県	山梨県、長野県、 岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、愛媛県、 高知県	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県
未導入 (10都道県)	北海道、青森県	埼玉県※、千葉県、 東京都	新潟県、福井県	-	-	徳島県、香川県	沖縄県

※ 埼玉県は自動車税収入額の1.5%相当額を森林や身近な緑の保全等に活用する「彩の国みどりの基金」を設置

7-2 参考【森林環境譲与税】

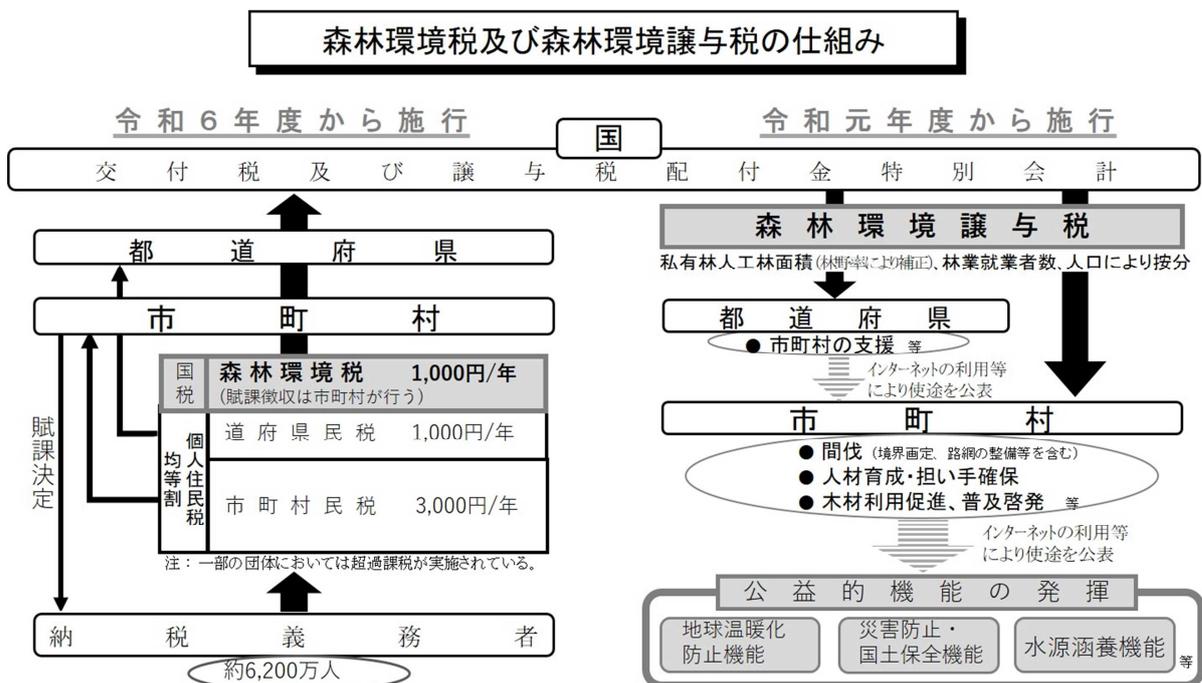
(1) 国の森林環境税及び森林環境譲与税の成立

平成29年12月に発表された平成30年度税制改正大綱では、地球温暖化防止や国土保全のために森林管理を行う財源とするため、森林環境税の課税を令和6年度から開始し、森林環境譲与税の譲与については、森林現場における所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等といった諸課題にはできる限り早期に対応する必要があることから、新たな森林管理システム(森林経営管理制度)の構築と合わせ、令和元年度から行うこと、また、使途については、市町村は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に、並びに都道府県は、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないこと等が示されました。

その後、平成30年12月の平成31年度税制改正大綱を経て、個人住民税の納税者から年額1,000円を徴収し(R6~)、私有林人工林の面積や林業就業者数、人口などに応じて市町村及び都道府県に森林環境譲与税を譲与することなどを規定した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が平成31年3月に成立しました。

制度開始当初は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に譲与が開始され、令和15年度まで段階的に増額する設計となっていました。災害防止・国土保全機能強化等の観点から森林整備を一層促進するために、令和2年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が一部改正され、令和6年度までの各年度の森林環境譲与税については、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、当初予定していた借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額が前倒しで増額されることになりました。

出典：林野庁ホームページ



(2) 譲与基準と譲与額

①譲与基準

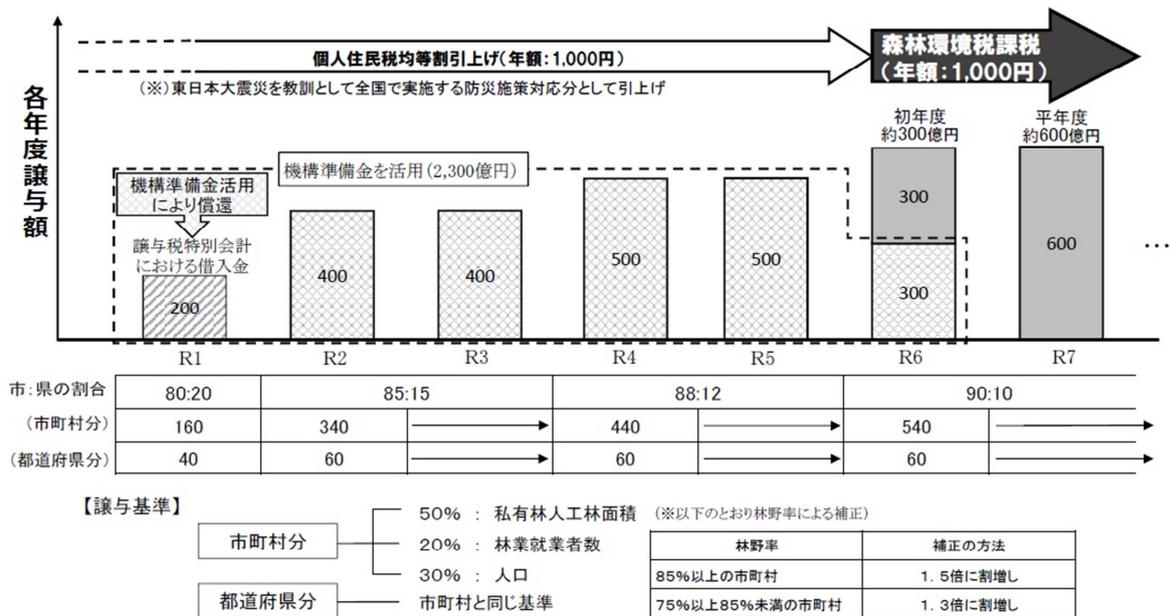
森林環境譲与税の譲与額は、下図のとおり、令和元年度は、総額200億円を市町村分：都道府県分＝80：20、令和2年度・3年度は、総額400億円を同85：15の割合で譲与されており、令和4年度・5年度は、総額500億円を同88：12、令和6年度以降は総額600億円を同90：10の割合で譲与される予定となっております。

譲与額の算定基準は、私有林人工林面積50%、林業就業者数20%、人口30%の割合で、全国合計数に対する各市町村の金額を算出し、譲与されています。都道府県分も市町村と同じ算定基準で譲与されています。

出典：林野庁ホームページ

森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



②高知県内の活用状況

高知県では、県分として令和元年～令和3年に譲与を受けた森林環境譲与税計約5.7億円を活用し、市町村の森林整備の支援のため、航空レーザー測量データを用いた地形及び森林資源情報の整備や林業事業者が森林情報を有効活用するために使用するQGIS等に関する支援を行いました。

また、森林経営管理制度を進める市町村を支援するため、県庁と出先事務所(6か所)に専任職員を配置し、市町村の支援チームを設置するなど、譲与額の約98%にあたる5.6億円を活用しています。

県内の市町村では、令和元年～令和3年に譲与を受けた森林環境譲与税計約29.8億円を活用し、間伐等の森林整備関係(意向調査、意向調査の準備等)、人材の育成・担い手の確保

【参考(森林環境譲与税)】

関係(研修や就業への助成等)、木材利用・普及啓発(公共建築物等の木造化・木質化、森林・林業・木材普及活動等)などを実施しております。その結果、譲与額の約58%にあたる約17.2億円が執行され、残額については将来の森林整備や公共施設の木造化や木質化のために基金に積み立てられ、計画的に執行される予定です。

令和4年度については、譲与額見込み約14.9億円に対し、約108%にあたる約16億円が予算計上(補正予算含む)されるなど、活用が広がっています。

②高知県内の譲与額等

○令和元年度～令和4年度までの譲与額(高知県分) 表7 (千円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度(見込)	計
142,349	213,524	211,353	203,224	770,450

※令和4年度の譲与税(見込)は、国の基準・計算方法に基づき、県で試算した数値。

○令和元年度～令和4年度までの譲与額(市町村分)

表8

市町村	(千円)					私有人工林面積(ha)	森林率	人口	林業就業者数
	令和元年度 譲与額	令和2年度 譲与額	令和3年度 譲与額	令和4年度(見込) 譲与額	令和元年～4年 譲与額累計額				
高知市	32,070	68,148	67,880	87,228	255,326	6,879	55.9%	326,545	218
室戸市	12,429	26,412	25,760	27,362	91,963	3,469	87.1%	11,742	68
安芸市	28,309	60,158	60,177	74,675	223,319	12,208	88.6%	16,243	108
南国市	6,411	13,626	13,548	22,252	55,837	3,099	48.2%	46,664	53
土佐市	3,400	7,226	7,209	9,858	27,693	2,057	53.5%	25,732	5
須崎市	10,232	21,744	21,751	29,262	82,989	4,633	75.3%	20,590	57
宿毛市	18,177	38,626	37,236	44,167	138,206	7,801	84.6%	19,033	72
土佐清水市	11,746	24,962	24,244	31,078	92,030	4,861	85.4%	12,388	48
四万十市	37,384	79,442	76,203	96,638	289,667	16,181	84.1%	32,694	189
香南市	6,582	13,988	13,992	18,563	53,125	4,389	57.8%	32,207	10
香美市	50,305	106,900	107,322	138,031	402,558	23,648	89.0%	26,513	167
東洋町	4,607	9,790	9,817	15,113	39,327	2,152	86.0%	2,194	33
奈半利町	1,190	2,528	2,119	3,073	8,910	418	74.7%	3,034	10
田野町	426	904	897	889	3,116	108	45.9%	2,498	2
安田町	2,945	6,260	6,283	8,698	24,186	1,933	81.1%	2,370	4
北川村	12,778	27,154	25,504	31,453	96,889	5,530	93.2%	1,146	37
馬路村	7,616	16,184	16,241	20,311	60,352	3,106	94.3%	745	39
芸西村	1,338	2,846	2,854	3,550	10,588	1,010	74.0%	3,694	0
本山町	15,031	31,940	32,014	40,878	119,863	6,658	89.8%	3,261	64
大豊町	50,869	108,098	107,958	129,600	396,525	15,508	87.9%	3,252	390
土佐町	23,570	50,086	49,892	66,718	190,266	11,777	86.7%	3,753	76
大川村	9,300	19,764	19,075	24,765	72,904	4,893	94.6%	366	12
いの町	38,280	81,344	81,556	103,789	304,969	18,598	90.1%	21,374	98
仁淀川町	35,276	74,964	74,738	96,911	281,889	17,564	88.7%	4,827	96
中土佐町	11,821	25,122	24,904	33,252	95,099	6,482	89.1%	6,002	15
佐川町	6,790	14,430	14,092	20,017	55,329	4,871	71.3%	12,323	24
越知町	9,293	19,750	19,789	25,331	74,163	5,945	83.5%	5,187	4
梶原町	20,569	43,712	43,277	52,150	159,708	9,025	90.6%	3,307	65
日高村	2,160	4,592	4,571	5,507	16,830	1,505	64.4%	4,812	2
津野町	17,055	36,242	36,248	48,073	137,618	8,452	89.1%	5,291	54
四万十町	60,786	129,172	127,470	130,168	447,596	18,924	86.8%	15,607	274
大月町	4,746	10,084	9,991	12,521	37,342	2,038	78.1%	4,434	26
三原村	5,320	11,306	11,267	13,803	41,696	2,013	86.5%	1,437	29
黒潮町	10,584	22,492	21,815	24,627	79,518	4,186	78.9%	10,262	45
34	569,395	1,209,996	1,197,694	1,490,311	4,467,396	241,921	83.7%	691,527	2,394

※私有人工林面積、森林率、人口、林業就業者数は、令和4年9月譲与分の基準値。

※私有人工林面積及び森林率は、2020農林業センサスより。人口及び林業就業者数は、令和2年国勢調査より。

※令和4年度の譲与額(見込)は、国の基準・計算方法に基づき、県で試算した数値。

森からはじまる



木の文化県
こうち